

子どもに関する手当

お問い合わせ：お住まいの市町役場（P15）

① 児童扶養手当（ひとり親等が対象です。※所得制限があります）

18歳年度末までの子ども（一定程度の障害の状態にある場合は20才未満）を養育しているひとり親家庭の親、または、父母の代わりにその子どもを養育している方に支給される手当です。



児童数	全額支給（月額）	一部支給
児童1人目	45,500円	所得に応じて45,490円～10,740円
児童2人目	10,750円	所得に応じて10,740円～5,380円
児童3人目以降 （1人につき）	6,450円	所得に応じて6,440円～3,230円
（令和6年11月分から2人目と同額）		

支給額（月額）
（令和6年4月以降）

※所得が一定以上ある場合は、一部または全部が支給されません。
※公的年金等を受給している場合は、差額の支給となります。なお、障害基礎年金等の給付を受けている場合は、児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額を児童扶養手当として受給することができます。
※受給開始から5年を経過した場合、または離婚等支給要件に該当してから7年を経過している場合、就業等の必要条件を満たしていないと手当が減額される場合があります。

所得制限限度額の緩和（2人世帯場合の収入ベース）
（前年の所得に基づき算定）
※令和6年11月以降

全部支給 160万円⇒190万円
一部支給 365万円⇒385万円

支給時期 毎年1月、3月、5月、
7月、9月、11月

② 児童手当（すべての家庭が対象です。※令和6年10月より所得制限がなくなります）

中学校修了前（令和6年10月分～高校生年代まで）の児童を養育する保護者に支給される手当です。
※現在高校生のお子さんがある場合、お住まいの市町への申請が原則必要となります。
児童扶養手当と兼ねて受給できます。



支給額（月額） 3才未満15,000円 3才以上10,000円
第3子以降は15,000円（令和6年10月分以降30,000円）

支給時期 毎年6月、10月、2月

③ ふくい在宅育児応援手当

第2子以降の0～2歳の児童を、保育所等を利用せず在宅で育児する保護者に支給される手当です。



支給額（月額） 10,000円/人（当該児童が生後2か月～3歳に達するまで）
※支給には下記のほか諸要件を満たす必要があります。

- 職場復帰を前提として育児休業給付金を受給していないこと。
- 世帯年収が360万円未満であること。（令和6年9月～所得制限なし）
- 生活保護法による保護を受けていないこと。

医療費助成

お問い合わせ：お住まいの市町役場（P15）

① ひとり親家庭医療費助成（ひとり親等が対象です。※所得制限があります）

20歳未満の子どもがいるひとり親家庭の親と、その20歳未満の子どもの医療費について、医療費の一部負担分が助成されます。



自己負担 なし

② 子ども医療費助成（すべての家庭が対象の制度です）

ひとり親家庭医療費助成の対象にならない場合も、すべての中学校3年生（市町により高校3年生）までの子どもの医療費について、医療費の一部負担分が助成されます。



自己負担 【未就学児】なし
【小学生以上】通院：1月500円、入院：1日500円（月8日上限）（市町により無料）



■ 子どもの就学

① 小・中学校の就学援助 ※援助を受けるためには申請が必要です。

経済的な理由で小・中学校の就学が困難な児童・生徒について、学用品・給食費など学校で必要な費用の一部が支給されます。※所得制限があります。

お問い合わせ：各小・中学校、お住まいの市町役場（教育委員会）

② 高等学校等就学支援制度 ※支援を受けるためには申請が必要です。

教育費の負担軽減を図るため、世帯所得に応じて高等学校等の授業料を減免します。（年収目安約910万円未満の世帯が対象）。また、世帯年収目安が約910万円を超える場合でも、扶養する子どもが2人以上いる世帯は授業料が減免されます。

お問い合わせ：各高等学校、福井県教職員課（公立）☎ 0776-20-0563、福井県大学私学課（私立）☎ 0776-20-0248

③ 高校生等奨学給付金 ※支援を受けるためには申請が必要です。

非課税世帯を対象に、高校の授業料以外の学費（教材費、学用品費、通学用品費等）について給付金が支給されます。

お問い合わせ：各高等学校、福井県教職員課（公立）☎ 0776-20-0563、福井県大学私学課（私立）☎ 0776-20-0248

④ 福井県奨学育英基金

優れた資質を有しながら就学が困難である生徒に、高等学校へ修学できるよう奨学金を貸与します。

お問い合わせ：各中学校または高等学校、福井県高校教育課 ☎ 0776-20-0568

⑤ 福井県さばう応援奨学金

高等学校等に進学予定で、学習やスポーツ・文化活動に積極的に取り組み、将来福井で活躍したいという意欲ある生徒を対象に、給付型の奨学金を支給します。

お問い合わせ：各中学校、福井県高校教育課 ☎ 0776-20-0568

⑥ ひとり親家庭等の子育て安心プラン事業（高校生通学定期代補助）（※一部市町のみ）

ひとり親家庭等の高校生が、通学のため公共交通機関を利用する場合、定期代の一部を補助します。

お問い合わせ：お住まいの市町役場（P15）

⑦ ひとり親高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（ひとり親家庭の親と子どもが対象です）

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親または児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指して、対策講座（通信制を含む）を受講する費用の一部を支給します。

受講前に講座の指定を受ける必要があります。必ず事前にご相談ください。

対象者	下記の条件をすべて満たす方	支給額	① 受講開始時給付金	受講費用の4割（上限10万円）
	<ul style="list-style-type: none"> ●20歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭の親およびその児童 ●大学入学資格を取得していないこと ●高等学校等就学支援金制度の支給対象とならないこと ●自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定等により自立を図るための活動を行うこと ●過去に本事業の給付金の受給をしていないこと ●福井県内に住所を有していること 		② 受講修了時給付金	受講費用の1割
			③ 合格時給付金	受講費用の1割
			※受講終了日から2年以内に全科目合格した場合に支給	①②と合わせて上限15万円

お問い合わせ：お住まいの市町・県健康福祉センターの母子・父子自立支援員（P15）

⑧ 国の教育ローン

大学・短期大学・大学院・高等専門学校・専修学校（専門課程）のほか、さまざまな学校で学ぶための経費が融資されます。

お問い合わせ：日本政策金融公庫 福井支店

⑨ 高等教育の修学支援新制度

教育費負担の軽減のため、世帯所得に応じて、大学等の授業料等減免と給付型奨学金の支給が実施されます。

対象学校 大学・短期大学
高等専門学校・専門学校

支援対象 住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯

支援内容

① 授業料等減免

【授業料等の免除・減額の上限度額（年額）】※住民税非課税世帯の場合

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大 学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短 期 大 学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高 等 専 門 学 校	約 8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専 門 学 校	約 7万円	約17万円	約16万円	約59万円

※入学金の免除・減額を受けられるのは、入学月から支援対象となった学生です。

② 給付型奨学金支給

【給付型奨学金の支給月額】※住民税非課税世帯の場合

区 分	自宅通学		自宅外通学
	国公立	私立	
大学・短期大学	29,200円 (33,300円)	38,300円 (42,500円)	66,700円
専 門 学 校	17,500円 (25,800円)	26,700円 (35,000円)	34,200円
高 等 専 門 学 校	17,500円 (25,800円)	26,700円 (35,000円)	34,200円
専 門 学 校	17,500円 (25,800円)	26,700円 (35,000円)	34,200円

※生活保護世帯で自宅から通学する場合や児童養護施設から通学する場合はカッコ内の金額

留意事項

◎世帯構成や収入によって3段階の基準で支援額が決まります。

- 住民税非課税世帯 (第Ⅰ区分) (年収目安～270万円) 上記記載の上限度額
- 住民税非課税世帯に準ずる世帯 (第Ⅱ区分) (～360万円) 上限度額の2/3
- 住民税非課税世帯に準ずる世帯 (第Ⅲ区分) (～430万円) 上限度額の1/3

※年収目安は、ひとり親家庭の親、本人、高校生の3人世帯で、自宅外から私立大学に通う場合

◎進学を希望している学校が制度の対象になっているか、文部科学省ホームページで確認できます。

◎進学の資金計画を立てる際には、進学資金シミュレーター (日本学生支援機構) により試算できます。

URL <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

◎母子父子寡婦福祉資金貸付金との併用は可能ですが、原則、貸付上限額から授業料等減免額と給付型奨学金、その他の制度の奨学金を控除した額が貸付上限額となります。

お問い合わせ：在学する高等学校、進学希望先の大学等、日本学生支援機構

⑩ 日本学生支援機構奨学金

大学・短期大学・大学院・高等専門学校・専修学校 (専門課程)・海外留学で学ぶための経費が学生本人に貸与されます。

お問い合わせ：在学する高等学校

⑪ あしなが育英会奨学金

親が病気や災害または自死などで死亡、あるいは親が著しい障害を負っている家庭の子どもに、高校・大学・専門学校などで学ぶために必要な費用を貸与します。

お問い合わせ：在学する高等学校もしくはあしなが育英会

⑫ ひとり親家庭支援奨学金 (給付型) (ローソン夢を応援基金)

対象学年 中学3年生、高等学校 (1～3年生) 等に
在籍する生徒 (令和7年4月時点)

支給額 月額30,000円 (1年間支給)

お問い合わせ：福井県母子寡婦福祉連合会 ☎ 0776-21-0733

申請期間 令和7年3月中旬～4月中旬

⑬ 交通遺児育英会奨学金

交通事故等 (病気や災害など知事が認めた災害を含む) により保護者を失った遺児が、小学校、中学校、高校に入学する場合、就学のための支度金を支給します。

お問い合わせ：福井県児童家庭課 ☎ 0776-20-0343

⑭ 母子・父子・寡婦福祉資金貸付 (修学・就学支度資金)

ひとり親家庭の児童が、経済的な理由により教育を受けることが困難な状況にある場合、修学・就学支度資金の貸し付けを行っています。※詳しくはP10をご覧ください。

お問い合わせ：お住まいの市町・県健康福祉センターの母子・父子自立支援員 (P15)

■ 生計

① 母子・父子・寡婦福祉資金貸付

ひとり親家庭および寡婦の方が経済的に困りのとき、生活の安定と児童の健やかな育成を支援するため、各種資金の貸付を行っています。

貸付を受けられる方

- ひとり親家庭の母、父 [配偶者のいない女子または男子で児童（20歳未満）を扶養している方]
- 寡婦 [配偶者のいない女子であって、かつて母子家庭の母であった方、または40歳以上の配偶者のいない女子]
- その他

【母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧】

資金の種類	貸付の対象	貸付金額の限度額	据置期間	償還期限	利子
事業開始資金	●母子家庭の母、 父子家庭の父 ●寡婦 ●母子・父子福祉団体	3,470,000円 (団体 5,220,000円)	1年	7年以内	無利子(※2)
事業継続資金		1,740,000円	6か月	7年以内	
修学資金	●母子家庭の母または 父子家庭の父が扶養 する児童 ●寡婦が扶養する子 ●父母のいない児童	学校の種類により 月額27,000円～ 月額146,000円 (大学院は月額132,000円※1)	卒業後6か月	10年以内	
修業資金		月額68,000円(※1)	知識技能習得後1年	10年以内	
就学支度資金		学校の種類により 64,300円～590,000円	卒業後6か月	10年以内	
		282,000円	卒業後6か月	5年以内 (専修一般課程、修業施設)	
技能習得資金		月額68,000円(※1)	知識技能習得後1年	10年以内	
医療介護資金		340,000円(※1)	医療・介護終了後6か月	5年以内	
生活資金		●母子家庭の母、 父子家庭の父 ●寡婦	月額108,000円	医療または介護終了後 または生活安定期間の 貸付もしくは失業中の 貸付期間終了後6か月	
	月額141,000円		知識技能習得後6か月	10年以内 (技能習得期間)	
住宅資金		1,500,000円(※1)	6か月	6年以内	
転宅資金		260,000円	6か月	3年以内	
就職支度資金	●母子家庭の母 父子家庭の父 ●母子家庭の母または 父子家庭の父が扶養 する児童 ●寡婦 ●父母のいない児童	105,000円(※1)	1年	6年以内	
結婚資金	●母子家庭の母または 父子家庭の父が扶養 する児童 ●寡婦が扶養する子	320,000円	6か月	5年以内	

※ただし、貸付金は条件等により、お貸しできない場合があります。

※原則として連帯保証人が必要となります。

※修学資金・修業資金・就職支度資金(子に係るもの)・就学支度資金については、親が貸付を受ける場合、児童が連帯債務者にならなければなりません。児童も親とともに返済の義務を負うことをご了承の上申請していただきます。

※福井市にお住まいの方については、一部条件が異なる場合があります。

(※1) 特に必要と認められる場合、限度額の増額があります。

(※2) 修学資金・修業資金・就職支度資金・就学支度資金以外については、条件によって利子がつきます。

※高等教育の修学支援新制度(授業料等減免・給付型奨学金)やその他の奨学金をご利用される方は、それらの金額を貸付金額の限度から控除した額が貸付上限額となります。

お問い合わせ：お住まいの市町・県健康福祉センターの母子・父子自立支援員(P15)

② ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業



母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者の方に対し、住居の借り上げに必要な資金を貸し付けます。

対象者

児童扶養手当受給相当（ただし、所得水準を超過した場合でも1年以内であれば対象とする。）であって、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる方

貸付額

入居している住宅の家賃
(月額上限40,000円)※12カ月の範囲内

利子

無利子（連帯保証人不要）

返還

返還要件に該当する場合は、貸付金を返還していただくことになります。
返還期間は4年以内です。

返還免除

就業していない方が住宅支援資金による貸付を受けた日から1年以内にプログラムで定めた目標に合致した就職、または既に就業している方がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職をし、1年間引き続き継続したときは、貸付の返還が免除されます。

2024年度貸付人数 10名程度（先着順）

お問い合わせ：社会福祉法人 福井県社会福祉協議会 地域福祉課 ☎ 0776-24-4987（地域福祉課直通）

③ 生活福祉資金貸付制度

資金の貸付けにあわせて必要な援助および指導を受けることにより、独立自活ができる世帯で、他からの資金の借り入れが困難な世帯を対象に世帯の自立を図ろうとする貸付制度です。

お問い合わせ：各市町の社会福祉協議会

■ 年金

① 遺族基礎年金

国民年金に加入されていた方が死亡したとき、その方によって生計を維持されていた配偶者や子どもに支給されます。

お問い合わせ：お住まいの市町役場（P15）

② 遺族厚生年金

厚生年金に加入されていた方が死亡したとき、遺族基礎年金に上乗せして支給されます。

お問い合わせ：年金事務所（P14）

③ 年金分割

離婚等をし、特定の条件を満たす場合、婚姻期間中の厚生年金記録を当事者間で分割することができる制度です。（離婚日翌日から2年以内の請求が必要です。）

お問い合わせ：年金事務所（P14）

■ 養育費や法律的な相談

① 養育費相談

離婚や別居に伴う、子どものための養育費の相談を行なっています。
また、出張相談や休日相談も行っています。

お問い合わせ：福井県母子家庭等就業・自立支援センター（☎ 0776-21-0733）

② 法律相談（事前予約制）

養育費の取り決めや履行確保、慰謝料、遺産相続、親権問題、金銭貸借など法律に関する生活上の諸問題について、弁護士等の専門家が応じます。相談は30分無料です。

お問い合わせ：福井県母子家庭等就業・自立支援センター（☎ 0776-21-0733）

③ 公正証書作成支援事業（新事業）

養育費の履行確保を促進し、家庭環境の変化した子どものすこやかな育ちを支えるため、公正証書の作成に必要な費用を補助する制度です。

お問い合わせ：福井県母子家庭等就業・自立支援センター（☎ 0776-21-0733）